

## 米軍 F - 15 戦闘機の未明離陸の全面中止を求める意見書

去る 10 月 4 日午前 2 時すぎから約 1 時間半かけて、米空軍嘉手納基地の F - 15 戦闘機 16 機と KC135 空中給油機 3 機が米本国での訓練に参加するため、嘉手納基地を離陸した。その後、午前 4 時半頃には、予備機とみられる 3 機の F - 15 の帰還が目撃された。

同基地での未明・早朝離陸に対し、基地周辺住民や自治会等が再三抗議を展開し、国・県が離陸中止を申し入れたにもかかわらず、5 月 2 日以来 4 度目の未明離陸が強行された。

今回、未明離陸時には、最大 109 デシベル台が 3 回も測定されており、いかなる理由があるにせよ未明離陸は到底容認できるものではない。

嘉手納基地当局は、今回も「航空機の早朝離陸により周辺住民へ影響が及ぶことを認識しながら」と言及しているが、深夜・早朝の爆音は安眠を妨げるばかりか、精神的、肉体的苦痛は計り知れないものがあるにもかかわらず、基地周辺住民の「声」を無視した運用に米軍への不信は募るばかりであり誠に遺憾である。

未明離陸に対して、同基地の騒音防止協定は深夜・早朝（午後 10 時から翌日午前 6 時）の飛行を制限しているが、米軍は「運用上必要」として「例外規定」を盾に未明離陸を繰り返しており、協定そのものが形骸化している。

また、F - 15 戦闘機については、昨年、米本国での構造的欠陥による墜落事故により長期間にわたり飛行運用停止も実施され、以前から同機を欠陥機と指摘していた周辺自治体や住民の反発の声は強まるばかりであり、断じて容認できるものではない。

よって、沖縄市議会は市民の生命・財産・人権と平穏な生活を守る立場から嚴重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

### 記

1. 軍用機等の早朝及び夜間訓練を全面中止すること。
2. 欠陥機と指摘されている F - 15 戦闘機を嘉手納基地から即刻撤退すること。
3. 騒音防止協定を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 10 月 14 日

沖 縄 市 議 会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣  
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長